

基幹業務システムの再構築にかかる設計・開発及び運用・保守業務（仮称）の意見招請 意見書回答

No	対象資料名	該当箇所 （見出し・頁番等）	意見区分	意見内容	（左記意見の）理由・根拠等	回答
1	調達仕様書（案）	p2 ・契約締結日は、令和9年7、8月頃を想定している。	記載内容の一部修正	「契約締結日は令和9年7～8月頃を想定している」と記載されており契約締結時期によって実際の作業期間に最大2ヶ月程度の差が生じる可能性があるため、初年度の支払割合については、契約締結日及び工程進捗を踏まえ、貴市と受託者が協議の上で調整可能としていただきたい。	契約締結時期は受託者が制御できる事項ではなく、その時期の変動により設計・開発工程の実施時期や各年度における作業量の見直しが必要となる場合がある。 このような場合、入札時点で想定した工程計画や要員配置と実際のプロジェクト進行との間に差異が生じることとなるが、支払割合があらかじめ固定されている場合には、実態に即した各年度の工数及び費用配分を反映することが困難となる。 特に、契約締結の遅延等により作業の翌年度への繰越しや工程の再編が発生した場合であっても、固定された支払割合に従わなければならない場合、実際の作業実績と収益計上時期が乖離し、受託者にリスクを負わせることとなると考える。	ご意見を踏まえて、契約締結予定時期の記述の見直しを検討いたします。
2	調達仕様書（案）	p6 2 作業進捗の報告等 作業の推進方法、方針の確認、修正及び進捗状況確認等、作業進捗の報告で必要となる資料を作成し、週1回程度の報告を行うこと。	記載内容の一部修正	作業進捗の報告の頻度は月1回程度へ変更頂き、プロジェクトの進捗状況や課題管理状況等を踏まえ、必要に応じて開催頻度を貴市と協議の上、変更できる内容としていただきたい。	プロジェクトの状況に応じて適切な報告頻度を設定することで、貴市及び受託者双方の会議運営負荷を軽減し、より効率的なプロジェクト管理を実現するため。特に設計内容が安定したフェーズや課題発生が少ないフェーズにおいては、報告頻度を柔軟に見直すことで、会議資料作成や会議運営に係る工数を実作業へ充当でき、業務全体の生産性向上に資するため。	設計・開発工程を円滑に進めるためには、課題やリスクを早期に把握し、必要となる対策を迅速に実施していくことが重要であり、これを実現するにあたっては、発注者と受注者間のコミュニケーションが高い頻度で行われている必要があると考えております。 そのため、本要件についての見直しは行わないことといたします。
3	調達仕様書（案）	p12 4.12 会議開催 ・設計・開発工程において定例進捗会議を週1回程度開催するとともに、業務の進捗状況を設計・開発実施要領に基づき報告すること。なお、運用・保守工程においては、月1回程度の定例会の開催を想定している。	記載内容の一部修正	設計・開発工程において定例進捗会議の頻度は月1回程度へ変更頂き、プロジェクトの進捗状況や課題管理状況等を踏まえ、必要に応じて開催頻度を貴市と協議の上、変更できる内容としていただきたい。	同上	同上
4	調達仕様書（案）	P.13 成果物一覧	記載内容の一部修正	P.13「成果物一覧」に記載されている成果物のうち、クラウドサービス内部の詳細情報及びサービス提供者の管理領域に係る情報（以下ドキュメントが対象）については、提出対象外としていただきたい。又は貴市と受託者の協議により提出範囲を決定する旨を明記いただきたい。 ・ソースコード（IaC設定ファイル類を含む）一式 ・ネットワーク構成図	「ソースコード（IaC設定ファイル類を含む）一式」について、IaC設定ファイル類にはクラウドサービスの構成情報、運用管理に関する情報、ならびにセキュリティ上機微な情報が含まれる可能性があるため、当該情報の開示は困難である。 また「ネットワーク構成図」については、システム全体の接続関係や利用者から見た概略構成など、運用・保守に必要な範囲であれば提出可能である。一方で、クラウドサービス内部の詳細構成やサービス基盤に係る内部情報については、セキュリティ確保およびサービス提供上の観点から開示することができない。	成果物一覧には、本業務の遂行上（構築システムが要件定義や設計の内容と整合しているかを確認・判断するなど）必要と考えられるものなどを掲載しており、併せて「受託者が開発手法を提案の上で本市が承認した場合は、成果物の種類、内容を変更することができるものとする」と定めております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
5	調達仕様書（案）	p15 5.1 作業実施体制と役割 （PM） ・本業務において、設計・開発の委託期間中（本システム安定稼働後までを想定）、専任でこれに当たるものとする。 （システム設計・開発チーム） ・本システムの設計・開発を担う。またバッチ適用、障害対応等において他事業者の支援を行う。 ・領域ごとにリーダーを配置し、システム設計・開発チームの各業務の全体像を把握すること。また、設計・開発に係る貴市との調整、対応方針の相談、事実確認等を円滑に実施できる者を設定すること。 ・体制上の各チームリーダーは、設計・開発の委託期間中（本システム安定稼働後までを想定）、専任でこれに当たるものとする。	記載内容の一部修正	実施責任者（PM）及び各チームリーダーについては、本業務の遂行に支障がない範囲において兼務を可能とし、本業務に必要な工数及び管理体制を確保することを条件として配置できるものとしていただきたい。	専任要件を一律に課す場合、同種システムの知識や導入実績を有する有識者の配置が困難となる場合があり、提案可能な体制の選択肢が限定される。また、人員を専任配置することによる調達コストの増加が見込まれる。受託者が本業務に必要な体制及び工数を確保することを前提に、兼務を認めることで、業務品質を維持しつつ効率的な体制構築が可能となり、調達における競争性向上及びコスト抑制につながるため。	実施責任者とチームリーダーを兼務可能とした場合、実施責任者が果たすべき役割（チームを横断したプロジェクト全体の包括的管理等）に客観性や相互牽制機能が損なわれ、プロジェクトの品質や遂行へ悪影響を及ぼす恐れがあると考えております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
6	調達仕様書（案）	5.2.作業要員に求める資格等の要件 8.1.公的な資格や認証等の取得	記載内容の一部修正	実施体制上の各資格等、公的な資格や認証等の取得条件が限定的に指定されており、参加条件を満たせる企業の範囲を狭められる。	大変申し訳ございませんが、実施体制上の各資格等条件を全て満たすことができません。システム設計・開発の実務経験を有する者を本業務に従事させることは可能ですが、各有資格者を本業務の責任者、リーダー及び担当者としてすることができず、システム開発、納品そのものが対応可能、かつ他の政令市クラスにおける導入実績があってもこの度の参加機会を失います。	本業務の遂行にあたっては、業務遂行能力を有した要員の配置が必要と考えており、それを資格等により求めるものとなります。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
7	調達仕様書(案)	p16-17 (3) システム設計・開発のチームリーダー及び担当者 ・ また、以下のいずれかに該当すること。 ・ システムアーキテクト試験の合格者 ・ データベーススペシャリスト試験の合格者	記載内容の一部修正	システムアーキテクト試験合格者又はデータベーススペシャリスト試験合格者については、自社パッケージをクラウド環境で提供するサービスを提案している場合に限り、体制への直接配置に限定せず、受託者組織内において技術支援・レビューを実施可能な体制を有する場合も可としていただきたい。	パブリッククラウド上に個別環境を開発する場合と異なり、既にサービスとして提供されているクラウドサービスでは、アーキテクトやデータベースなどの高度専門人材は、サービス開発・運用部門に配置され、個別プロジェクトに対してレビューや技術支援を行う体制が一般的である。そのため、品質確保の観点では資格保有者本人の常時参画のみを求めるのではなく、所属組織内の有識者による支援体制も認めることが合理的である。これにより、提案体制の柔軟性向上と専門性を活用した品質確保の両立が可能となる。	本業務では、カスタマイズ対応が一定程度見込まれることから、体制内の要員として、これを遂行する能力を有していることが必要と考えており、それを資格等により求めるものとなります。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
8	調達仕様書(案)	5.2.作業要員に求める資格等の要件 (3)システム設計・開発のチームリーダー及び担当者	記載内容の一部修正	以下文言について緩和もしくは修正頂くことをご検討願います。 また、以下のいずれかに該当すること。 ・ システムアーキテクト試験の合格者 ・ データベーススペシャリスト試験の合格者	今回のプロジェクトでは相当の人数で体制を構築する必要があり、左記資格が必須条件とされた場合、要員体制に影響を与え、必要以上の人員配置が発生し、費用の増加が見込まれるためです。	No7と同様
9	調達仕様書(案)	p17 (6) 情報セキュリティ責任者 情報セキュリティ責任者は、次のいずれかに該当すること。 ・ 情報処理安全確保支援士試験の合格者または資格登録者 ・ 特定非営利活動法人日本システム監査人協会(SAAI)が認定する公認情報システム監査人(CAS)の資格保有者 ・ 情報システムコントロール協会(ISACA)が認定する公認情報システム監査人(CISA)の資格保有者 ・ 情報システムコントロール協会(ISACA)が認定する公認情報セキュリティマネージャ(CISM)の資格保有者 ・ International Information Systems Security Certification Consortiumが認定するセキュリティプロフェッショナル認証資格(CISSP)の資格保有者 ・ 上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなる者	記載内容の詳細化	情報セキュリティ責任者について、必要な資格要件及び責任体制が確保されることを前提として、実施責任者(PM)との兼任は可能との理解でよいか確認したい。	本業務においては、適切なプロジェクト管理及び情報セキュリティ管理を実施することが重要である一方、体制規模や提案内容によっては、十分な知識・経験及び資格を有する者が実施責任者(PM)と情報セキュリティ責任者を兼務することが合理的な場合があるため。また、兼任を認めることで提案体制の柔軟性向上及び体制構築に係るコスト抑制につながると考える。	実施責任者と情報セキュリティ責任者を兼務可能とした場合、実施責任者が果たすべき役割(チームを横断したプロジェクト全体の包括的管理等)に客観性や相互牽制機能が損なわれ、プロジェクトの品質や遂行へ悪影響を及ぼす恐れがあると考えております。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
10	調達仕様書(案)	p19 契約不適合責任 ・ 前項の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。	記載内容の一部修正	契約不適合責任に係る通知については、「検収後1年以内」へ見直していただきたい。	不適合の発見時期によっては検収後数年を経過した後であっても責任追及が可能となり、受託者に無制限に近い責任を負わせる結果となるため、契約上のリスク負担として均衡を欠くものと考える。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
11	調達仕様書(案)	7.4.契約金の請求	記載内容の一部修正	以下のような形で文言の追加もしくは緩和、修正頂くことをご検討願います。 ■追加文言案 契約金の請求割合について調整事項が発生した場合、発注者と協議のうえ割合もしくは金額を見直すことも検討する。	開発費、運用保守費、システム利用料(クラウド利用料)など、年度ごとにかかる費用に対して請求額との乖離が大きい場合、受託リスクとなる可能性があるため、協議させていただきたい意図です。今回のプロジェクトではクラウド基盤上でのシステム構築かつ5年間の利用料も含まれており、為替や社会情勢の影響による価格変動が想定されるため、割合を指定されることは受託リスクに繋がるためです。 また昨今の情勢を踏まえてクラウド基盤提供事業者側が費用を担保した形での多年度一括契約に応じられず、受託リスクを考慮し、調達に参加できない業者が出てくる可能性も考えております。	本業務は、設計・開発及び初期の運用・保守を含む長期に亘る契約のため、その都度請求割合や金額を調整可能とした場合、契約後半の体制維持や業務遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えており、そのような状況を避けるため、あらかじめ契約条件として、各年度の支払割合を定めるものとなります。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
12	調達仕様書（案）	p19-20 7.4. 契約金の請求 ・受託者は、完了検査の結果が合格のときは、「表4 契約金の請求割合」に定める期間及び金額ごとに、分割で契約金を請求することができる。なお、各期間の金額に1円未満の端数が生じる場合は、初回請求に含める。	記載内容の一部修正	構築費用と運用・保守費用を分離した契約体系をご検討いただきたい。 運用・保守費用については、運用設計の実施後に具体的な運用体制やサービス内容、役割分担等を整理した上で見積を行う方式としていただきたい。	・運用設計後に見積を行うことで、実態に即したサービスレベルと適正コストの設定が可能となるため。 ・運用費用を固定化した場合、受託者の継続的な改善提案やサービス向上へのインセンティブが低下する。 また受託者が利益確保のため内部コスト削減を優先する可能性があり、その結果、サービス品質や対応水準の低下につながる懸念がある。 ・一方で、構築費のみで価格競争が行われることを防ぐため、入札時に運用・保守費用の参考価格を提示させ、その妥当性を評価対象とすることが望ましい。 なお、運用保守費用参考額の妥当性については、各ベンダーからの提案時点における運用範囲、対応体制、サービスレベル、障害対応、保守作業等の前提条件を明確にしたうえで算出するものとする。 また、初期費用と運用保守費用の配分が著しく偏っている場合には、費用配分の合理性、算出根拠および将来年度における費用負担の妥当性について確認し、評価に反映するものとする。	本業務の調達では、設計・開発だけでなく初期の運用・保守も含めた総合的な価格評価を行いたいものとなります。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
13	調達仕様書（案）	p19-20 7.4. 契約金の請求 ・受託者は、完了検査の結果が合格のときは、「表4 契約金の請求割合」に定める期間及び金額ごとに、分割で契約金を請求することができる。なお、各期間の金額に1円未満の端数が生じる場合は、初回請求に含める。	記載内容の一部修正	運用初年度の負荷差分を踏まえた運用費用負担の差分見直しをいただきたい。	運用・保守費用の負担割合について、現行案では令和11年度以降一律8%とされていますが、運用初年度については、以降年度と比較して以下の理由から対応内容・負荷が異なるものと考えます。 ・初年度のみヘルプデスク対応が含まれる ・システム変更直後に伴う問い合わせやインシデント対応が一定程度発生する そのため、全体として費用平準化を図る前提であっても、初年度固有の仕様差分および初年度に集中して発生することが見込まれるインシデント対応分については、最低限ご配慮いただきたい。 具体的には、運用初年度を12%、それ以降を7%とするなど、年度ごとの運用負荷を踏まえた割合設定をご検討いただきたい。	稼働初期は、システム操作に慣れていないことに起因するユーザーからの問合せが、他の時期より多い可能性があることを踏まえて、本業務ではリリース後3か月間のヘルプデスク業務を含めておりますが、設置期間が短期間であること、また発注者からの問合せへ対応する業務自体は他年度にも含まれていることから、本業務全体に対する請求割合への影響度は、限定的であると考えております。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
14	調達仕様書（案）	8.2. 受注実績	記載内容の一部修正	以下文言について下記の通り修正頂くことをご検討願います。 ■修正前 ・パッケージソフトウェア以外の提案を行う場合は、提案するシステムが、過去5年以内に政令指定都市、中核市又は都道府県等の規模の地方公共団体へ導入した実績を有すること。 ■修正案 ・パッケージソフトウェア以外の提案を行う場合においても、提案するシステムもしくは類似システムが、過去5年以内に政令指定都市、中核市又は都道府県等の規模の地方公共団体へ導入した実績を有すること。	提案するシステム自体の導入実績を求められてしまうと、必要以上に参加者を制限することになります。 そのため、競争性を確保し、公平性及び調達効果の向上の観点から要件緩和をご検討いただきたいと考えます。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
15	調達仕様書（案）	p21 8.3. 複数事業者による共同入札 本調達では、複数の事業者による共同提案は認めない。	記載内容の一部修正	受託者単独での提案に限定せず、代表事業者及びリース会社等を含む構成事業者の役割分担、責任範囲、契約・請求関係を明確にすることを条件として、リース会社等を含めた複数事業者による共同提案を認めていただきたい。	「7.4 契約金の請求」において、「表4 契約金の請求割合」に定める期間及び金額ごとに分割で契約金を請求する旨が記載されているが、当該請求割合を前提とした場合、実際の作業実績と収益計上時期が乖離する可能性があるため、資金負担や債務管理を受託者単独で担うことは通常困難と考える。そのため、リース会社等の参画による適切な資金調達及び債権管理が必要となる。	札幌市契約規則第29条第1項及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第94条第1項においては、「共同請負により役務の提供が受けられる契約は、共同請負でなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとする。」とされています。本業務は、単独請負が可能な事業者も見込まれることから、この要件を満たすものではなく、そのため共同請負及び共同提案を認めないものとなります。
16	要件定義書（案）	p10 4.2 システム基盤の方針 ② 本システムへのアクセスは、インターネット回線を前提とすること。	記載内容の一部修正	「本システムへのアクセスは、インターネット回線又は専用線・閉域網等の接続方式を利用可能とし、具体的な接続方式は貴市と受託者で協議の上、決定すること」としていただきたい。	弊社クラウドサービスは現時点で専用線での接続を前提としているため、インターネット回線のみに限定された場合、要件を満たすサービスであっても提案対象外となり、参入自体が難しくなるおそれがあるため。 接続方式はあらかじめ限定するのではなく、要件定義段階で貴市と受託者が協議の上、セキュリティ要件及び運用要件を満たす最適な方式を選定できるように変更いただきたい。	本業務では、専用回線などの物理的環境へ極力依存せず、柔軟な利用が可能なシステムの構築を目指しております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
17	要件定義書(案)	P.11 4 データの管理 また、クラウドサービスを利用する場合には、データが最終的に所在する地域を把握し、必要に応じて保存場所を指定できるサービスを選定すること	記載内容の詳細化	データの保管先については、利用するクラウドサービスのリージョンやデータ管理方針等を適切に把握し、法令及び貴市のセキュリティポリシーを満たすことを条件としたうえで、「必要に応じて保存場所を指定できるサービスを選定すること」という要件は削除いただきたい。指定する場合でも「日本国内」等に留めていただきたい。	近年のパブリッククラウドサービスにおいては、セキュリティ上の観点から個別のデータセンター所在地を公開していないケースが一般的であり、利用者が指定できる範囲も国・リージョン単位に限定されることが多く、データの保存場所を詳細に指定することができない場合が多い。 また、パブリッククラウドは可用性及び災害対策の観点から、同一リージョン内や複数拠点間でデータを冗長的に管理することを前提としており、「保存場所を指定できること」を要件とした場合、利用可能なクラウドサービスが限定され、技術的・価格的に優れたサービスの提案機会を不当に制約するおそれがあると考ええる。 また、国が主導するガバメントクラウドにおいても、データの保管を国内に限定することにより日本法の効力を直接及ぼす考え方が示されており、本システムのように自治体業務に係る情報資産を取り扱う場合、データ所在を「日本国内」と明確化することが望ましいと考える。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
18	要件定義書(案)	P.11 情報資産の目的外利用 本市が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。	記載内容の詳細化	「本市が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。ただし、移管に係る作業内容、役割分担、スケジュール及び費用については、貴市と受託者で別途協議の上、決定するものとする。」としていただきたい。	「本市が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること」について、情報資産の移管自体は対応可能であるものの、移管先環境、対象データ範囲、移管方式、作業時期、検証内容等により作業範囲及び費用が変動するため。 そのため、本要件が無償で任意の時点で移管作業を実施する趣旨とならないよう、移管に係る作業内容、役割分担、スケジュール及び費用については、貴市と受託者で別途協議の上、決定する旨を明記いただきたい。	本要件は、「データのダウンロード機能など、情報資産の移管機能を備えているクラウドサービスの選定」を求めるものであり、受注者に本業務中における情報資産の移管作業を求めるものではありません。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
19	要件定義書(案)	p14 (2) 機能の拡張性 ・ 将来の地方公営企業法などの法令や各種制度、規則などの変更により、機能を拡張する必要がある場合に備え、容易に機能追加・変更が行えるよう、設計・開発を行うこと。 ・ 各種コードやデータ項目の桁数については、長期間(10年以上)の運用を見据えて、コードやデータ桁数が枯渇することのないよう考慮して設計すること。 ・ 将来的に、本システムにて電子決裁を行う可能性がある点に留意すること。	記載内容の詳細化	「将来的に、本システムにて電子決裁を行う可能性がある点に留意すること。」とあるが、貴市が想定する電子決裁の機能要件・運用及び導入時期を明記いただきたい。	具体的な機能要件や導入時期等が示されていないため、提案事業者によって解釈が異なり、電子決裁への対応をまったく考慮しない提案がなされる可能性があるため。	現時点においては、電子決裁の具体的な機能要件や導入時期等は未定となっております。 そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
20	要件定義書(案)	P.16 業務停止を伴う障害発生時 予測困難な事象により業務停止を伴う障害が発生した場合の目標復旧時間(RTO)、目標復旧レベル(RLO)及び目標復旧時点(RPO)を「表4.3 継続性に係る目標値(業務停止を伴う障害発生時)」に示す。 大規模災害発生時 インターネット等通信インフラが被災しておらず、発災前と同様の通信環境が確保されていることを前提として、大規模災害による業務停止が発生した場合の目標復旧時間(RTO)、目標復旧レベル(RLO)及び目標復旧時点(RPO)を「表4.4 継続性に係る目標値(大規模災害発生時)」に示す。	記載内容の一部修正	要件定義書P.15「4.9 継続性に関する事項」可用性及び障害発生時の復旧に関する要件が示されているが、クラウドサービス又は通信ネットワークの障害、計画停止、緊急メンテナンス等、受託者の管理範囲外に起因する事象については、受託者の責任範囲から除外する旨を明記いただきたい。	クラウドサービス提供事業者又は通信ネットワーク事業者の管理領域に属するものであり、受託者が直接管理・制御できる範囲ではないため。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
21	要件定義書(案)	P.17 認証方式は、原則ログインID・パスワード方式及びEメールOTP方式の二要素認証とするが、貴市の職員が職員用PC(固定グローバルIP)からシステムへアクセスした場合のみ、ログインID・パスワードのみの単要素認証とする	記載内容の一部修正	原則ログインID・パスワード方式及びEメールOTP方式の二要素認証とするが、貴市の職員用PC(固定グローバルIP)からのアクセスであっても、単要素認証ではなく、二要素認証を適用する要件としていただきたい。	当社のセキュリティ方針上、インターネット公開システムでは多要素認証の機能実装が求められており、システムとしてMFAが未実装の場合、インターネットへの公開は認められていないため。これは、近年問題となっているID・パスワードの漏えいや不正アクセス等のサイバーリスクに対して、受託者として必要なセキュリティ対策と考えている。	本要件は、本市職員が職員用PC側のセキュリティ対策を通過していることを前提に、システム側では単要素認証とするものであり、これによりセキュリティレベルを維持しつつ、ユーザビリティを確保するものとなります。 多要素認証を一律に適用した場合、ユーザビリティの確保が困難となることが想定されますので、本要件についての見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
22	要件定義書(案)	4.13.移行に関する事項 (3)移行に係る役割分担 表 4 13 移行作業の役割分担	記載内容の一部修正	「表 4 13 移行作業の役割分担」のNo.2について、現行システムにおける移行データの調査・整備に関しては、主担当を現行システムの利用・保守事業者、支援を本業務の受託者に修正頂くことをご検討願います。	通常現行システムにおける移行データの調査・整備に関しては、移行対象データの取捨選択や現行データ構造等を最も理解されているお客様業務部門及び現行システムの運用・保守事業者を中心に実施頂くことが望ましいためです。	移行データの調査・整備は、本業務で構築するシステムの機能要件、データ構造及び移行方針を踏まえて実施する必要があることから、本業務の受注者が実施するものと想定しております。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
23	要件定義書(案)	p30 ・運用・保守業務で達成目標とするサービスレベル項目及びサービスレベルを本市と協議の上、決定すること。 ・SL0の測定指標に基づき、運用期間中の計測結果を定期的に報告すること。これ以外にも、運用期間中において必要と考えられるSL0を本市に提示し、本市と協議の上で目標値の設定を行うこと。 ・なお、SL0に基づいて運用した結果、本市又は受託者が、SL0項目の実効性が低い、もしくは実行が困難であると判断した場合、相手方にその旨を通知した上で、再度協議を行い、実効性を高めるよう項目やその水準の見直しを行うこと。	記載内容の一部修正	貴市が想定する標準的なSL0項目および目標値の例を仕様書等で提示いただきたい。	SL0項目および目標値の解釈が提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。	SL0項目等については、要件定義書の「4.4.性能に関する事項」や「4.5.信頼性に関する事項」などに定める要件を踏まえたものを、協議の上決定することとしております。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
24	要件定義書(案)	P31 オ サービスレベル(SLA)の合意	記載内容の一部修正	SLAと記載あるが、SL0の誤りか確認したい。	「表 4 16 運用・保守計画書の記載内容の例」にはSL0と記載があるため。	ご意見を踏まえて見直しを検討いたします。
25	要件定義書(案)	p31 オ サービスレベル(SLA)の合意[A8.1] 運用・保守業務を実施する際に必要なサービスレベル(本システムの稼働率や可用性等に関する目標、脆弱性情報把握から対処までの目標期間等)を本市と協議の上、合意すること。	記載内容の一部修正	貴市が想定する標準的なSL0項目およびサービスレベルの例を仕様書等で提示いただきたい。	SLA項目およびサービスレベルの解釈が提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。	No23と同様
26	要件定義書(案)	p35 (4)保守作業内容 ・アプリケーションの根幹に影響しない軽微な修正 (画面や帳票の入出力項目の追加・修正、検索条件の項目追加・修正、画面項目の制御や変更、閾値等の設定変更、アプリケーション設定値の変更等)について、運用・保守業務の範囲内で対応すること。	記載内容の一部修正	「軽微な修正」の定義を明確化するとともに、画面・帳票・検索条件等の追加や変更については、運用・保守業務の範囲外とし、別途協議又は別契約での対応としていただきたい。	「軽微な修正」の解釈について提案事業者ごと、また委託者・受託者間においても差異が生じる可能性があり、提案価格及び運用・保守範囲の前提条件に影響を与えるため。また、画面項目や帳票項目の追加・変更等については、設計、開発、テスト等の対応を伴う場合があり、運用・保守業務の範囲として一律に求めることは事業者間で認識齟齬が発生する要因となるため。調達の公平性確保及び適正なコスト算定の観点から、機能改修を伴う変更については別契約又は別途協議による対応とすることが望ましいと考える。	軽微な修正については「画面や帳票の入出力項目の追加・修正、検索条件の項目追加・修正、画面項目の表示制御や文言変更、閾値等の設定変更、アプリケーション設定値の変更等、アプリケーションの根幹に影響を及ぼさない範囲の修正」と定めており、本業務中に含めるものとしております。そのため、本要件の見直しは行わないことといたします。
27	別添3_機能一覧	D7 1 D7 2 D7 3 大分類:支出監理 中分類:預り金管理	記載内容の一部修正	支出管理の預り金に関する「預り金受入確認書」及び「預り金払出確認書」について、当社が想定するパッケージ標準機能では当該帳票出力機能を有していないため、要件及び帳票一覧から削除いただきたい。 また、「預り金整理簿管理」についても同様に標準機能として有していない。については、「預り金整理簿管理」については要件から削除いただくか、必要性を再整理のうえ、任意要件として位置付けていただきたい。	必須要件とした場合、個別開発又は大幅な追加対応が必要となり、構築費用及び保守費用の肥大化につながります。	本要件は、支出業務の遂行上必要なものとなりますので、見直しは行わないことといたします。

No	対象資料名	該当箇所 (見出し・頁番等)	意見区分	意見内容	(左記意見の)理由・根拠等	回答
28	別添3_機能一覧	機能No. E 大分類：資金管理 中分類：資金計画管理	記載内容の一部修正	資金管理に係る機能No. Eの各機能については、削除又は任意要件と していただきたい。	当該機能を必須要件として実現する場合、パッケージ標準機能の範 囲を超えた大幅なカスタマイズが必要となり、カスタマイズ費用が 数千万円規模となる可能性がある。 一方で、資金計画については、現在貴市において活用されているス プレッドシート等により局内で管理いただき、システム側では資金 計画に必要な情報のみ（執行実績）を連携する方式とするなど、一 部機能をシステム外に切り出すことで、構築時のシステム改修範囲 の大幅な削減と、今後運用変更が必要となった場合にも柔軟に対応 できるものとする。	本要件は、資金管理業務の遂行上必要なものとなりますので、見直 しは行わないことといたします。